

裁 決 書

審査請求人

処分庁

審査請求人が平成30年12月19日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年9月25日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成20年11月11日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成30年3月1日付けで、請求人の妻（以下「妻」という。）の母（以下「義母」という。）がグループホームに入所したことにより3人世帯から2人世帯となつたが、転居の準備等のためやむを得ないと認められるとして、住宅扶助について、引き続き減少前（3人世帯）の限度額を適用することとした。
- 3 処分庁は、請求人世帯に対し住宅扶助の特別基準は適用できないと判断し、世帯員の減少後6か月を経過する平成30年9月1日付けで、請求人の住宅扶助を2人世帯

の限度額（47,000円）に変更する決定（以下「本件決定」という。）を行った。

- 4 請求人は、平成30年12月19日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

住宅費の特別基準が適用となる。

「やむを得ないと認められるもの」に該当するのに請求人・妻の通院状況や健康状態を考慮せずにその適用をしないで住宅扶助の決定をした。

処分庁は「特別な事情があり転居することが困難な場合に限り適用される住宅扶助の特別基準」の検討に際し、義母が施設に行った後残された妻とその夫である請求人の私たち2人の健康状態や通院の状況を考慮に入れずに住宅扶助が決められたと思われるので状況を報告する。

妻は、現在69歳、足・腰が悪く、足に水が溜まることがしばしばあり、水を抜くことがあるなど、階段は歩かないように、余り歩かないよう医者からアドバイスされている。また、筋肉トレーニングのためリハビリで自転車をこぐ練習をしている。買い物に行くが重たい荷物は持つてはいけないといわれている。週一回近くの病院に通っている。

請求人は、現在83歳、足・腰（脊髄狭窄症）が悪く、近所の病院に通ってリハビリを続けている。こういう状況であるので「特別基準」の適用をしてほしいと思う。

- (2) 審理員が平成31年4月9日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 後記2 処分庁の主張(1)アに関し、

(ア) H.30年3月1日、妻は、予約通り10時、病院に義母の退院手続き。

11時介護タクシー到着、グループホームへ入所。後、病院経由して市役所戸籍課前で請求人と合流。諸、必要手続きを経て、駅前の銀行へ、義母のホーム入所に関し、銀行口座開設が必須条件であり、当人の委任状が必要とか身分証明等々複雑ながら完了。再びグループホームへ引き返し手続き終了後、一旦

帰宅。小物類を揃えてグループホームへ夕方やっと帰宅……。

請求人は11時処分庁へ担当A氏不在、会議とのこと……。

13時より義母グループホーム入所に必要な諸手続き、戸籍課、介護課等行つたり来たり時に戸籍課では新人さんで融通がきかずすったもんだ……上司の課長と交渉、柔軟処理で対処頂き終了18時過ぎ帰宅。従ってA氏との打合せ時間は義母がホームに入所の手続きが主で減員による住宅扶助は資料を戴き金額不足の指摘と家賃（特別基準）枠があり、初めてのケースでもあり、猶予期間が6ヶ月ある為研究するとの話であった。

(イ) H. 3.0. 3. 26日 訪庁 A氏と面接、4月分医療券発送依頼と住宅扶助に関する件も併せ、4月担当変更時には充分な引継ぎを依頼。過去に苦い経験あり念を押す。

イ 後記2処分庁の主張（1）アに関し、

H. 3.0. 4. 2日 内容意味不明、当方訪庁も担当の来宅もなし……どなたがその様な申出をどこで受けられたのか？不思議？

ウ 後記2処分庁の主張（1）アに関し、

H. 3.0. 6. 15日 聴き取り調査に関しても、4月2日と同様、出鱈目も甚々しく説明の仕様もない。

尚、敢て請求人よりお聴きするとすれば「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）7の4の（1）のオの欄以下の3つのうちいずれかに該当しなければ特別基準は認められない……（2）に付いても、6月15日ではなく、7月26日、B主査、C氏が来宅の折、妻が「老人とは何才からですか」とお聴きした時、B主査から65才以上です……との答えに妻が「それでは私達2人は老人ではないのですか……？」と質問「その通り老人です……」と認められた。又、同時に公文書の内容について、検討課題の①～④が異なるのは何故か文言によって意味内容が変化するが？

エ 後記2処分庁の主張（1）アに関し、

H. 3.0. 7. 4日 特別基準を認めない理由について C氏は「過去に前例がない、他府県・市にも前例がない……」

「会議で決定した……」だけでは理解できず、私共一般人にでも分る内容、詳細を書面にて戴きたく一貫して要求している。ところが“ケース診断会議録”が入手可能であることを説明した……説明しただけではなく、どうして実行しないのか当方の要求通りに書面がどうして戴けないのかその説明もない何故なのか？それ事態が一番の問題ではないのか？

オ 後記2処分庁の主張（1）アに関し、

H. 30. 7. 26日 B主査、C氏が来宅。“再検討するよう要求があつた……”

は出鱈目、ご自身達の不始末を払拭するのが目的で逃げ口上の“再検討”ではなかつたのか？請求人は何等要求等していない。一体これは何なのかお役所・幹部、お役人のお仕事なのか？

カ 後記2処分庁の主張（1）アに関し、

H. 30. 8. 20日 全く内容が違ひ所長との面会の要求はしていない。

キ H. 30. 8. 27日 C氏より電話で9月3・4日に所長の時間が取れるので逢つてほしい？なる内容で、請求人よりそれでは折角だから3日15時に伺う旨返答。

ク H. 30. 9. 3日 訪庁。所長始めB主査、C氏、請求人5名で談合。後記2 処分庁の主張（1）アでは内容が不明で全くの無意味。時間の無駄である……

ケ 後記2 処分庁の主張（1）イ（イ）

何の為の特別基準なのか？請求人からの転居に対する“必須条件”要求書に關し、H. 30. 9. 12 C氏に来宅時提出は未だ何の回答もない。再度、C氏に結果を要求するも上司より回答がない旨の返答のみ。何故理由説明もなく無視し続けるのか？これが所長宣う「困っている人、市民で生活困窮者であれば救済する。これが重大使命で職務である……」と明言。

尚、今回の審査請求前に請求人の窮状を審査して下さる第3者委員会なる組織が市役所内にないものかと、市長室秘書氏にご相談の際、内容を聽かれた為、概略説明すると「ケースワーカーに連絡する……」旨のお話あり。その後、処分庁に戻るもC氏外出中、17時帰庁する予定との事務員さんのお話に暫し待機、17時10分頃、帰庁されたので、その旨報告。

C氏より直接秘書氏に電話願い、C氏から2～3指示があつたとお聞きした。ところが、それも何等進展なく現在に至るが現況である……。一体どうすればよいのか？

ぬるま湯に浸ったままの状態では風邪をひく……病気になり死ぬことを待つしか方法はないのか？知らぬ顔の半兵衛さん、それをご希望なのか完全に無視。一体全体お役所は何なのか不信募る。お役人さんは老人、病人の弱い者をいじめで悦に入る、又それがお仕事なのか甚々疑問。

コ 後記2 処分庁の主張（1）イ（イ）の続きになるが、介護サービスの利用、障害の認定転居に困難な理由の聞き取り調査（H. 20. 6. 15日）の件は全く出

録目で何の参考にもならない。これが基準材料なら私共弱者、困窮者は、誰を信じ内容説明し話をすればよいのか疑問だらけで何の進展もなくなる。ましてや請求人、検討基準も判断基準もない、指針、ガイドライン参考資料、申告書、申告制度もない、ないない尽くしでは、何を、誰を、頼ればよいのか不安だらけ、過去H. 27. 8月=お知らせ=が唯一特別基準の処分庁よりの通知のみ。何度も何度も繰り返し恐縮ながら請求人よりの要望書 後記（3）アも全く無視。何の為の高齢者支援なのかご説明、ご回答戴き度いものである。

（3）請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

ア 平成30年9月12日付けで担当ケースワーカーに提出された請求人作成の書面には、

「（転居に対する必須条件）

<精神的扶助>

歩行・片道10分以内 神社仏閣（月・1回）

息子達家族・孫達の精神的援助

兄弟の紳 相互扶助

旧来近所、友人達との相互扶助

ホーム入所中の母親への介護扶助、緊急事態に対応可能（自転車で15分～20分以内）

<医療扶助>

クリニック（歩行10分以内・片道）

診察（月・1回）リハビリ・ストレッチ・トレーニング（週・1回）請求人

（自転車5分以内・片道・徒歩、階段は禁止）妻

眼科（月・1回、歩行10分以内）請求人

歯科（3ヶ月・1回、歩行10分以内）請求人

歯科（3ヶ月・1回、自転車5分以内）妻

<歩行トレーニング> 公園、時間・天候都合でほぼ毎日、請求人

<自宅トレーニング> 朝1時間、夜3時間、請求人

夜2時間、妻

<生活扶助>

スーパー（自転車、5分以内）

最低生活維持の為格安商品購入、無料飲料水の仕入れ

<緊急避難場所>酷暑熱中症予防の為避難

体育館（徒歩5分以内）7/20・21～25 8/1・2・9～12

図書館（徒歩5分以内）8/19・8/21～26 8/29～9/1

以上の事由に依って関係性が破綻する場合？」との記載がある。

イ 平成30年9月25日付けの本件決定通知書には、「保護の変更の時期 平成30年9月1日」、「変更の理由 住宅扶助の認定替え（50,300円→47,000円）による。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成31年2月20日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至るまでの経緯

請求人は平成20年11月11日に妻と義母とともに生活保護の申請を行っており、三人世帯として生活保護の受給を開始した。

平成30年2月に義母が入院したことを契機に、退院後の義母に対する介護負担が大きくなることが見込まれ、請求人と妻が高齢であることから、自宅での介護は難しいとの判断で義母がグループホームに入所することになった。

平成30年3月1日、請求人と妻から同日、義母がグループホームに入所したとの報告を受けた。その場で担当ケースワーカーから住宅扶助の認定額について、家賃の全額である50,300円から、2人世帯の基準額である47,000円に変更されること、高額家賃となるため、基準額内家賃の住宅に転居する必要がある旨を説明した。請求人と妻から、現居の家賃引下げ交渉を行い、引下げができなかった場合は公営住宅への応募を検討するとの回答を得た。これを受け、請求人と妻の転居意思を認め、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」

（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第7の52）により、転居の準備期間として6か月を上限（平成30年8月まで）として世帯員減前の住宅扶助を引き続き認めることとした。

平成30年4月2日、請求人から住宅扶助の特別基準を認めてほしい旨、申出を受けた。

平成30年6月15日、住宅扶助の特別基準の認定可否を判断するために、請求人から世帯状況の聴き取りを実施した。局長通知第7の4の(1)の才にいう、特別基準が適用となる「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」として、以下の3つのうちいずれかに該当しなければ、特別基準は認められない旨を説明した。

- (1) 世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合
- (2) 老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合
- (3) 地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合。

請求人の世帯には車いすを使用している者はおらず、請求人が住んでいる近隣地区において2人世帯の基準額内で賃貸できる物件が多数存在するため、上記(1)、(3)には該当しないことが明らかであった。そのため、今回の聞き取りを始めるにあたり、担当ケースワーカーから(2)に該当するか否かを検討していくことになる旨を説明し、請求人も納得。あらためて請求人から転居が困難と考える理由について聞き取りを行った。なお、この時点で請求人は83歳、妻は69歳であり、(2)の「老人等」には該当していた。

請求人の回答は以下の通りであった。

- ・病院へのアクセスがよい。過去に病院を転々として現在の信頼できる病院に通つており、転居に伴って病院を変えることはできない。
- ・義母の見守りのため、グループホームの近くに住みたい。
- ・今住んでいる部屋は新築された当初から入居しており、畳の入れ替えや窓のサッシを替える等、費用をかけており、愛着もあるため退去しづらい。
- ・退去時に多額の修繕費がかかるため、費用の捻出ができない。

一旦持ち帰り、ケース診断会議を経て特別基準を認定できるかどうかを判断することを説明した。特別基準が認められれば転居の必要はなくなるが、認められなかつた場合を考慮し、転居の心づもりはしておくように言い置いた。

上記、聞き取った内容を以って、平成30年6月28日にケース診断会議を実施。「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難」と認めるることはできず、住宅扶助の特別基準は認めないと結論に至った。同日、請求人に対して会議の結果を連絡し、あらためて平成30年9月から住宅扶助が47,000円に引下げになるため、転居が必要となる旨を説明した。請求人も納得し、転居について前向きに検討する旨の回答があった。

平成30年7月4日、住宅扶助の特別基準が認められない理由についての説明を求めて請求人が来庁した。請求人の生活状況からは特別基準を認めるほど転居が困難とは言えない旨、説明を行った。説明を尽くしたものとの請求人は納得せず、特別基準が認められない理由と、それを決定した者がわかる文書の開示を求めたため、該当する文書としてケース診断会議録があり、自己情報開示請求によってその写しが入手可能であることを説明した。

平成30年7月26日、査察指導員と担当ケースワーカーが請求人宅を訪問し、ケース診断会議録の内容を基に、あらためて住宅扶助の特別基準が認められない理由について説明を行った。ケース診断会議の検討結果として「長年その地域に住んでおり、親族や近隣住民との関係性が深く、転居することによって関係性が破綻し、世帯の自立が阻害される等の理由があれば検討の余地はある」とした部分について、請求人は自分たちの世帯がまさにこれに該当し、長年現居に住んでおり、同じ団地に親族が住んでおり、地震等の災害時には近所で声掛けをする等、近隣住民との関係性も深いと主張した。これらの条件を加味した上で、住宅扶助の特別基準について再検討するように要求があつたため、再度ケース診断会議に

て検討することとした。

平成30年8月8日、ケース診断会議を実施。住宅扶助の特別基準を適用すべきか否か検討を行ったが、これまで聞き取った内容はすべて、高齢者世帯であればどの世帯でも当てはまり得る生活状況であり、特別基準を認定するに足る特別な事情があるとは認められないため、特別基準は認めないと結論に達した。平成30年8月20日、査察指導員と担当ケースワーカーから請求人に対して会議の内容について説明を行った。請求人は納得せず、所長との面会を強く要求したため、後日、日程を調整して面談することとした。

平成30年9月3日、請求人が来庁し、所長、査察指導員、担当ケースワーカーと面談した。請求人に対してあらためて会議の内容について説明を行ったが、請求人は納得せず。面談の最後に、住宅扶助を平成30年9月1日付で47,000円に減額する旨、再確認した。

平成30年9月20日、担当ケースワーカーから請求人に電話連絡し、平成30年9月1日付で住宅扶助を47,000円に減額したことを説明し、保護変更通知書を交付した。以上の経緯にて本件決定に至ったものである。

イ 処分庁の意見

(ア) 住宅扶助の減額措置について

課長通知問（第7の52）によれば、世帯人員の減少した場合の住宅費の認定について、世帯人員の減少後も引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差しつかえないとされている。

本件に係る世帯人員の減少は、義母がグループホームに入所したことによるものであったが、そのことは義母の予期せぬ入院、容態の悪化が契機となったものであり、請求人らに転居準備を進めている時間的余裕はなかったと言わざるを得ない。そのため、請求人らの転居意思を確認の上、世帯人員減少後も転居準備に必要な期間として、世帯人員減少前の住宅扶助を引き続き適用したものである。その適用期間については、義母のグループホーム入所が平成30年3月1日であるから、平成30年8月31日までが限度であり、平成30年9月1日付で本件決定をしたものである。

(イ) 住宅扶助特別基準の否認について

請求人の世帯が、課長通知問（第7の56）にある「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」に該当するか否かであるが、処分庁としては、特別基準を認めるほど「転居が困難」な状況と認めるにあたっては、他の世帯にはない特別な事情がその世帯に存在していることが必要不可

欠であるとの基本的な見解に立ち、特別基準の認否を判断した。

請求人と妻は介護サービスを利用しておらず、足腰が悪く歩行に難があるものの、障がいの認定もなく、二人で自立した生活が送れている。転居が困難な理由として聞き取った世帯状況については、高齢者世帯であればどの世帯でも当てはまり得る生活状況であり、本世帯が特別な事情を有しているとは認められない。また、転居に伴って通院やりハビリ、親族や近隣住民との交流に多少の影響は想定されるものの、いずれも請求人と妻の自立した生活を脅かすほど影響があるとは認められない。よって、住宅扶助の特別基準を否認したものである。

ウ 結論

以上により、本件決定は何ら違法・不当なものではなく、大阪府知事に対し、行政不服審査法第45条第2項に基づき本件審査請求について棄却を求める。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年3月1日付けの保護変更申請書には、保護を受けようとする者の状況として、妻及び請求人の氏名等の記載があり、申請の理由として、「義母がグループホームへ転出し、世帯員が減ったため。」との記載がある。

イ 平成30年3月1日付けのケース記録票には、「妻・請求人来庁（中略）住宅扶助について50,300円を認定していたが、2人世帯の基準額47,000円になると、高額家賃となる為、基準内家賃への転居が必要な旨説明する。妻・請求人、生活費を圧迫することとなるのは避けたいため、まず現居の家主に家賃の引き下げ交渉を行い、引き下げが不可なら公営住宅などを中心に探していくとのこと。（事務記載）平成30年3月1日付で義母を世帯員廃止します。住宅扶助について、妻・請求人は家賃交渉・転居の意思があり、これからしていくことなので、課長通知問（第7の52）答より6か月（平成30年8月まで）を限度として現在の住宅扶助を認定します。」との記載がある。

ウ 平成30年4月2日付けのケース記録票には、「請求人来庁。住宅扶助について、支援者より本世帯は特別基準が認められる世帯のはずとの助言を受けたので検討してほしいとのこと。簡単に回答できることではないので、今後検討して回答すると伝えた。」との記載がある。

エ 平成30年5月25日付けのケース記録票には、「請求人来庁。（中略）「住宅扶助の特別認定の件、どうなってますか」と聞くので、まだ検討中で認定できるかどうかわかりませんと答えた。請求人は前担当のDケースワーカーが転居先を探

してくれていると考えており、特別基準の件も含めて「Dさんが研究してくれているはず。」という表現をしていた。現在本世帯は義母の転居で高額家賃となっており、転居先を探す必要があるが、もし特別基準が認定されるなら転居不要となるので早めに結論を出してほしいとのこと。(事務記載) 6月中にケース診断会議を実施し、特別基準の認定結果を連絡します。」との記載がある。

才 平成30年6月15日付けのケース記録票には、「家庭訪問、妻、請求人在宅。近況について尋ねる。妻は足の痛み、膝に水がたまる、手のしびれ等があり、足に関しては毎週リハビリに通い、筋力をつけるようなトレーニングを行っている。手のしびれはマッサージで様子を見ている。請求人は足の痛み、腰の痛みがある。足については妻同様、毎週リハビリに通い筋力をつけるようなトレーニングを行っている。通院途中、以前は2回休憩が必要であったが、今は休憩なく病院まで歩けるようになっている。腰については加齢から来る腰部脊柱狭窄症とのことで、これもりハビリで悪化しないように努めている。住宅費の特別基準認定について、転居が困難である理由を尋ねる。請求人の主訴は以下の通り。

- ・通院している病院へのアクセスがよい。また、過去に病院をいくつか転々として今の信頼できる病院に通えているので、病院は変えたくない。
 - ・義母が3月から施設に入っているが、義母のサポートのためにも近くの今の住居に住みたい。
 - ・今住んでいる公団は新しく建設された当初から入居しており、途中、畳を入れ替えたり、窓のサッシを新しくしたり、費用をかけてきている(請求人いわく「投資してきている」)ので、愛着もあるし、出て行きたくない。
 - ・今の部屋を出していく時には修繕費がかなりかかる。
- といったん持ち帰り、処分庁として特別基準の認定ができるかどうかを検討する。個人的な感触としては認定は難しいと思うので、転居の心づもりはしておいてくださいとお願いした。」との記載がある。

力 平成30年6月28日付けのケース診断会議録には、検討結果として、「本世帯の場合住宅扶助の特別基準を適用するにあたって検討すべき点は、課長通知第7の56の「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」に該当するかどうかであると考えられる。長年その地域に住んでおり、親族や隣隣住民との関係性が深く、転居することによって関係性が破綻し、世帯の自立が阻害される等の理由があれば検討の余地はあるが、今回の場合はそういう理由から転居が困難であるということではない。よって、本世帯について住宅扶助の特別基準を認めることはできない。」との記載がある。

キ 平成30年6月28日付けのケース記録票には、「請求人に架電。住宅扶助の特別基準は認定できない旨、伝えた。前回訪問時に聞き取りした生活状況をもとに

協議しましたが、本世帯がどうしても転居が困難とは認められませんでしたと説明すると、請求人は「そうですか。」と反論することなく納得。9月分から住宅扶助が47,000円になるため、転居をお願いしますと伝えると、「前向きにがんなります。」と答えた。」との記載がある。

ク 平成30年7月4日付けのケース記録票には、「今回、特別基準が認められなかった理由について説明。住宅費の特別基準が適用となる「やむを得ないと認められるもの」のうち、「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」に該当するかどうかを、前回家庭訪問時に聴聞した内容をもとに検討した結果、処分庁として本世帯はそれに該当しないと判断したと伝えた。処分庁では「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」の理由で特別基準を認めている例がないが、例えば、他市区町村では、精神疾患を持っている人が居住環境を変えることで病状が悪化し、本人の自立を明らかに阻害すると考えられる場合には特別基準を認めた例があり、どの程度転居が困難であれば適用すべきかを考えた場合に、本世帯の状況では特別基準を認定するまでの転居困難レベルではないと判断したことを説明。請求人は納得せず、「『老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合』には特別基準を認定すべきと国が定めている。国が認めている特別基準を処分庁ではみどめていないというはどういうことか？」と言い、適用できるかどうかは世帯状況によるという今回の主旨に理解を示そうとしない。」との記載がある。

ケ 平成30年7月26日付けのケース記録票には、「住宅扶助の特別基準が認定できないことについて、再度説明。ケース検討会議録の内容をもとに説明を行ったが、「検討結果」の中に記載していた「長年その地域に住んでおり、親族や近隣住民との関係性が深く、転居することによって関係性が破綻し、世帯の自立が阻害される等の理由があれば検討の余地はある」という内容に対し、妻、請求人とともに、本世帯がこの内容すべてに当てはまると主張。また、長年住んでいることや親族が近くに住んでいることなどが、前回のケース診断会議の検討内容として含まれていないため、検討が不十分であると言う。検討の余地がある、というだけで、その検討の結果、特別基準を認めないと判断になっている旨、何度も説明したが妻、請求人とも納得せず。」との記載がある。

コ 平成30年8月8日付けのケース診断会議録には、検討課題として、「請求人世帯については特別基準に該当するような世帯でない旨を、前回のケース診断会議録に基づいて説明を行ったところ、長年現居に居住しており近所にすむ兄弟や近隣の住民との交流が深いため、そういう件も含めて再度特別基準の認定を検討して欲しいとの申出があった。以上より住宅扶助の特別基準を認めてよろしいか。」との記載があり、検討結果として、「住宅扶助の特別基準を認定することが出来る

世帯とは、何らかの特別な事情があり転居することが困難である場合に限り認められるものであると考えられる。前回ケース検討会議の際に検討を行った通院状況、グループホームに入所している義母の見守り、現居を補修していることや、退去時に修繕費用がかかること、近隣の親族や友人との交流があること等は、他のどの高齢者世帯にも当てはまる可能性がある事由である。よって、請求人世帯が特別な事情があり転居することが困難であるとは判断できないため、住宅扶助の特別基準は認められない。」との記載がある。

サ 平成30年9月3日付けのケース記録票には、「請求人来庁。面談室にて所長、査察指導員、担当ケースワーカーにて面談。請求人はケース診断会議で挙げられた世帯状況はほんの一部であり、それを聞き取ったのが今年4月から代わったばかりの担当者であることに関し、「見習いの職員」が聞き取った内容だけですべてを把握したつもりになっている、と主張。(中略) 最後に、請求人世帯の住宅扶助は9月1日付で47,000円に減額となり、減額分(3,300円)を10月以降の保護費から収入充当する旨を説明。」との記載がある。

シ 平成30年9月12日付けのケース記録票には、「まずは転居先物件を探すに当たって妻、請求人が考える物件の条件について教示してもらった。前もって準備をしていた上で、広告チラシの裏にびっしりと物件の(中略)・「精神的扶助」(中略)・妻、請求人とも足が悪く、医師から徒歩は10分までと言われているため、参拝できる範囲を希望。(中略)・「兄弟の絆」独身の妻の弟2人が近くに住んでいる。兄弟で相互扶助が必要であり、近隣での転居が必要。「昔からの近所づきあい」地震等があった時に近所の方々と「大丈夫でしたか?」と声の掛け合いがある。(中略)・「母の介助扶助」グループホームに入所している義母に何かあれば緊急駆けつけができる距離でなければいけない。「医療」現在通っている病院は長年の通院から信頼できる医師にたどり着いた経過があり、転院は考えられない。(中略)・「緊急避難場所」現居では徒歩5分の距離に図書館、体育館がある。特に図書館は夏場の暑さしのぎ、熱中症対策のため、毎日通っていた。転居先の条件と言うより、いかに自分たちが現居から転居できないか、その理由をさらに詳細に訴えているような内容であった。」との記載がある。

ス 前記1 請求人の主張(3)イと同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 局長通知の第7の4の(1)のオは、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚

生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（才において「世帯人員別の限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯員人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額（中略）の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」と定めている。

- (2) 「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）は、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき、貴府における厚生労働大臣が別に定める額（以下「住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」という。）が、下記1のとおり定められ、平成27年7月1日から適用することとされたので通知する。また、局長通知第7の4の（1）の才による特別基準は、下記2のとおりとなるので、併せて通知する。」と記されており、処分庁管内の2人世帯の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額は47,000円、局長通知第7の4の（1）の才による額は55,000円である。
- (3) 課長通知の第7の問5.2「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働省が定める（世帯人別の限度額）の適用について、世帯人員については、同一世帯として認定され現に居住している被保護者の数によることとし、世帯員の減少があった場合には、その翌月から減少後の世帯人員に応じた限度額が適用されるものと解してよいか。」の答は、「お見込みのとおりである。なお、（中略）引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差しつかえない。」と定めている
- (4) 課長通知の第7の問5.6「局長通知第7の4の（1）の才にいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。」の答は、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」と定めている。

2 本件決定について

- (1) 住宅扶助（家賃・間代等）の特別基準について
住宅扶助（家賃・間代等）については、保護の実施機関限りで特別基準が設定で

きることとされていることから、その判断は処分庁の裁量に委ねられていると解するのが相当である。

一方、生活保護は、生活困窮者に対しひとしく最低限度の生活を保障する制度であることから、要保護者の事情を客観的な立場において把握し、公平な適用がなされなければならないとされていることから、安易な特別基準の設定は慎まなくてはならないものともいえ、特別基準の認定には「他の世帯にはない特別な事情がその世帯に存在していることが必要不可欠である」との処分庁の主張には一定の合理性が認められる。

(2) 住宅扶助（家賃・間代等）の減額変更について

本件についてみると、処分庁は、請求人世帯が3人世帯から2人世帯になったため、前記理由1(3)のとおり、平成30年3月1日から減額変更とすべきところ、直ちに転居することは困難であると判断し、引き続き3人世帯の限度額を適用することとしたものと認められる。

この経過措置の適用が6か月間を限度とされていることに鑑みると、処分庁には、遅くとも経過措置期間が満了する同年8月31日までに、請求人世帯が転居等を完了できるよう積極的な援助が求められるところであるが、ケース記録等の記載からそのような支援を行った形跡を見出すことはできない。

(3) 特別基準認否の検討過程について

処分庁は、請求人の申出について、「長年その地域に住んでおり、親族や近隣住民との関係性が深く、転居することによって関係性が破綻し、世帯の自立が阻害される等の理由があれば検討の余地があるが、今回の場合はそういった理由から転居が困難であるということではない。」「他のどの高齢者世帯にも当てはまる可能性がある事由である。よって、特別な事情があり転居することが困難であるとは判断できない。」として、特別基準を否認したものと認められる。

しかしながら、処分庁は、当初、請求人から申出のあった義母の見守りや通院状況等といった事情について、介護サービスの利用がなく、障がいの認定もないということのみをもって、転居が困難とはいえないとの判断を行ったものと認めざるを得ず、請求人世帯の具体的な通院状況や身体状況等について実情を確認した上で検討を行った形跡は見当たらない。また、親族や近隣住民との交流についても、転居により多少の影響があることは認めているものの、その影響の程度や内容についても、請求人から聞き取りを行うなど検討に必要な事項についての調査を行っていない。

さらに、本件決定に先立ち、請求人から詳細な現在の生活状況が示されていたにとかかわらず、改めて検討を行った形跡も見受けられない。

(4) まとめ

以上のことより、本件決定の前提となる住宅扶助の特別基準の認否に関し、必要な手順を欠いた処分庁の判断は妥当性を欠くものと認めざるを得ず、本件決定は取消しを免れない。

なお、請求人は、特別基準が認められない理由について、処分庁の説明が不十分である旨繰々不満を述べている。処分庁の説明不足等については、行政不服審査法に基づく審査請求は処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項であるが、再処分にあたっては、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めなくてはならないことを付言する。

3 結論

以上のことより、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年12月6日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

1. この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
2. この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
3. ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。